

令和 5 年 1 月 6 日

関係機関の皆様

高度被ばく医療支援センター連携会議
研修部会 事務局

原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル制定に伴う
基礎研修標準テキスト「避難退域時検査」改訂資料の送付とお知らせ

【概要】

令和 4 年 9 月 28 日付けで内閣府及び原子力規制庁により、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（以下、「避難退域時検査マニュアル」）が制定されました。それに伴い、令和 4 年 12 月 23 日に開催された高度被ばく医療支援センター連携会議にて原子力災害医療基礎研修（以下、「基礎研修」）の「避難退域時検査」の標準テキストが改訂されましたので、お知らせいたします。

【お願い】

上記決定にともない、基礎研修を実施の際には、下記対応をお願いいたします。

既に認定されている基礎研修

既に認定されている基礎研修の開催責任者に改訂された標準テキストを送付いたします。可能な範囲で構いませんので、改訂された標準テキストでの講義をお願いいたします。

今後認定申請予定の基礎研修

改訂された標準テキストでの講義をお願いいたします。改訂された標準テキストの使用が被ばく医療研修認定委員会（以下、「認定委員会」）での認定の前提となります。改訂された標準テキストのダウンロードは、以下の URL よりお願いいたします。

<https://www.qst.go.jp/soshiki/101/37231.html>

【研修部会にて議論に用いた資料】

背景

令和4年9月28日に避難退域時検査マニュアルが制定された。基礎研修には「避難退域時検査」の項目があり、標準テキストの内容を修正すべき箇所があるため、対応について検討する必要がある。

研修部会における審議内容

＜第6回研修部会での検討内容＞

改訂内容への対応には以下の方法が考えられる。

①令和4年9月28日制定内容に関する別添スライド（事務局提案）を挿入する方法

②令和4年9月28日制定内容に伴う追記修正を基礎研修開催機関にて行う方法

③令和4年9月28日制定内容に関連する箇所全ての部分を修正すること

このうち研修部会では緊急性を重視し、上記①に対する対応を提案する。

ただし、基礎研修開催機関が②の対応を行い、認定委員会の認定を得るものを妨げるものではない。

別添スライド（事務局提案）については、次回の研修部会で提示し、決定する。

一方③は、今後行われる標準テキスト改訂作業と重複し、現在の原子力災害医療研修体系に関する組織体制では、数ヶ月の手続き期間を要することが予想される。したがって、今後標準テキスト改訂を行う際に、避難退域時検査マニュアル制定に伴う改訂もあわせて行うこととする。

研修部会における審議結果

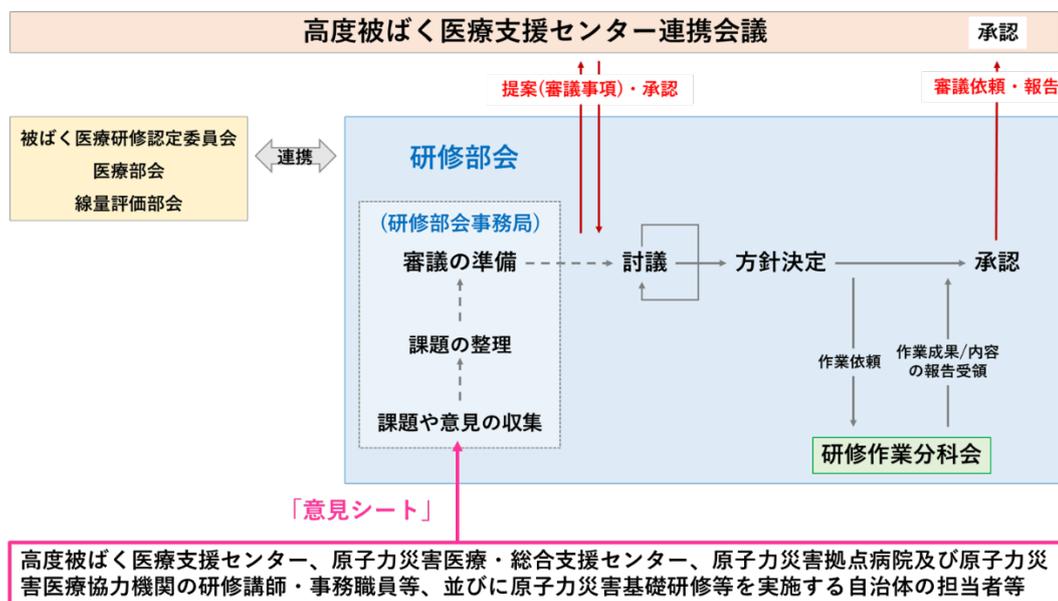
第7回研修部会では、事務局から提案された標準テキスト改定案を受け、以下の方針が決定した。

「避難退域時検査マニュアルの制定をふまえ改訂した標準テキスト（基礎研修7. 避難退域時検査）を連携会議に承認依頼を行う。」

連携会議にて承認後、認定委員会に報告し、研修開催機関に改訂された標準テキストを使用していただくよう依頼する。運用開始時期については、認定委員会と調整し決定する。」

また、避難退域時検査マニュアルの制定をふまえ改訂した標準テキスト（基礎研修7. 避難退域時検査）（研修部会事務局案）について承認を行った。

原子力災害医療研修体系に関する組織とその関係



以上

<本件問合せ先>

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

量子生命・医学部門 放射線医学研究所 運営企画室

高度被ばく医療支援センター連携会議 研修部会 事務局

e-mail : koudo_kikaku@qst.go.jp